

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年 7 月 9 日

【発行者名】 大和住銀投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 横井 正道

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 1 号

【事務連絡者氏名】 ディスクロージャー部  
宮崎 洋行

【電話番号】 03-6205-0200

【届出の対象とした募集内国投資  
信託受益証券に係るファンドの  
名称】 アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース  
アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース  
アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）【届出の対象とした募集内国投資  
信託受益証券の金額】 当初申込期間  
アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース  
アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース  
各々につき、500億円を上限とします。  
  
当初自己設定  
アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）  
100万円継続申込期間  
アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース  
アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース  
アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）  
各々につき、1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア３通貨コース  
アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース  
アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）

以下、上記ファンドを総称して、「アジア・ハイ・インカム・ファンド」または「各ファンド」といいます。また、上記ファンドを総称して、またはそれぞれを「当ファンド」または「ファンド」といい、必要に応じて各ファンドを以下のように表示することがあります。

アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア３通貨コース：アジア３通貨コース  
アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース：円コース  
アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）：マネープールファンド  
なお、「アジア３通貨コース」および「円コース」を総称して、「各コース」という場合があります。

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

各コースは追加型証券投資信託（契約型）の受益権、マネープールファンドは追加型株式投資信託（契約型）の受益権です。

格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である大和住銀投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間

〔各コース〕

各々につき500億円を上限とします。

当初自己設定

〔マネープールファンド〕

100万円とします。

継続申込期間

各々につき、1兆円を上限とします。

なお、上記各金額には申込手数料および申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）は含まれていません。

### （４）【発行（売出）価格】

当初申込期間

## 〔各コース〕

1口当たり1円とします。

## 当初自己設定

## 〔マネープールファンド〕

1口当たり1円とします。

## 継続申込期間

各ファンドにつき、取得申込受付日（注1）の翌営業日の基準価額（注2）とします（なお、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれていません。）。

（注1）各コースにつき、ニューヨーク証券取引所またはシンガポール証券取引所の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。

（注2）基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの基準価額については、お申込みの各販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ> <http://www.daiwasbi.co.jp/>

<お電話によるお問い合わせ先> 受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日除く。）

## （5）【申込手数料】

## 〔各コース〕

申込手数料は、お買付金額（基準価額×買付口数）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.675%（税抜3.5%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

各コースの申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

分配金自動再投資型において収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

## 〔マネープールファンド〕

ありません。

マネープールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

## （6）【申込単位】

販売会社によって異なります。ファンドの申込単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

当初申込期間

〔各コース〕

平成22年7月26日から平成22年7月29日までです。

当初自己設定

〔マネープールファンド〕

委託会社により平成22年7月30日に行われます。

継続申込期間

平成22年7月30日から平成23年9月21日までです。

（申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（販売会社）については、下記までお問い合わせください。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ> <http://www.daiwasbi.co.jp/>

<お電話によるお問い合わせ先> 受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日除く。）

(9) 【払込期日】

申込代金については、販売会社の定める期日までにお支払いください（詳細はお申込みの販売会社までお問い合わせください。）。

各コースにおいては、当初申込期間中に投資家から申込まれた振替受益権に係る取得申込みの発行価額の総額は、当初設定日に、販売会社によって、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。また、マネープールファンドにおいては、当初設定日に、委託会社は、当初設定に係る発行価額の総額を、受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込みます。

継続申込期間中に、投資家から申込まれた振替受益権に係る取得申込みの発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社によって委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

日本以外の地域における発行

ありません。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

## ファンドの目的

## [各コース]

当ファンドは、信託財産の成長を目指して運用を行います。

## [マネープールファンド]

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

## ファンドの基本的性格

当ファンドにおける社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。  
< 商品分類表 >

アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース

| 単位型・追加型    | 投資対象地域     | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
|------------|------------|-------------------|
| 単位型        | 国 内        | 株 式               |
|            |            | <b>債 券</b>        |
|            | <b>海 外</b> | 不動産投信             |
| <b>追加型</b> |            | その他資産<br>( )      |
|            | 内 外        | 資産複合              |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ（

<http://www.toushin.or.jp/> ) をご参照ください。

## &lt; 属性区分表 &gt;

## アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース

| 投資対象資産                                          | 決算頻度         | 投資対象地域      | 投資形態             | 為替ヘッジ     |
|-------------------------------------------------|--------------|-------------|------------------|-----------|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株                         | 年1回          | グローバル       | ファミリーファン<br>ド    | あり<br>( ) |
|                                                 | 年2回          | 日本          |                  |           |
|                                                 | 年4回          | 北米          |                  |           |
| 債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>( ) | 年6回<br>(隔月)  | 欧州          |                  |           |
|                                                 | 年12回<br>(毎月) | アジア         | ファンド・オブ・<br>ファンズ | なし        |
|                                                 |              | オセアニア       |                  |           |
| 不動産投信                                           | 日々           | 中南米         |                  |           |
| その他資産<br>(投資信託証券<br>(債券 一般))                    | その他<br>( )   | アフリカ        |                  |           |
|                                                 |              | 中近東<br>(中東) |                  |           |
| 資産複合<br>( )<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型               |              | エマージング      |                  |           |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年12回（毎月）...目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

## &lt; 商品分類表 &gt;

## アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型     | 国 内    | 株 式               |
|         | 海 外    | 債 券               |
| 追加型     | 内 外    | 不動産投信             |
|         |        | その他資産<br>( )      |
|         |        | 資産複合              |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

## &lt; 属性区分表 &gt;

## アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース

| 投資対象資産                                          | 決算頻度            | 投資対象地域        | 投資形態             | 為替ヘッジ         |
|-------------------------------------------------|-----------------|---------------|------------------|---------------|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株                         | 年 1 回           | グローバル         | ファミリーファン<br>ド    | あり<br>(フルヘッジ) |
|                                                 | 年 2 回           | 日本            |                  |               |
|                                                 | 年 4 回           | 北米            |                  |               |
| 債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>( ) | 年 6 回<br>( 隔月 ) | 欧州            |                  |               |
|                                                 | 年12回<br>( 毎月 )  | アジア           | ファンド・オブ・<br>ファンズ | なし            |
|                                                 |                 | オセアニア         |                  |               |
| 不動産投信                                           | 日々              | 中南米           |                  |               |
| その他資産<br>( 投資信託証券<br>( 債券 一般 ) )                | その他<br>( )      | アフリカ          |                  |               |
|                                                 |                 | 中近東<br>( 中東 ) |                  |               |
| 資産複合<br>( )<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型               |                 | エマージング        |                  |               |

( 注 ) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

... 目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年12回（毎月）... 目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

アジア... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ... 社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジあり... 目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

## &lt; 商品分類表 &gt;

## アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>（収益の源泉） |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型     | 国 内    | 株 式               |
|         |        | 債 券               |
|         | 海 外    | 不動産投信             |
| 追加型     | 内 外    | その他資産<br>（ ）      |
|         |        | 資産複合              |

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

## &lt; 属性区分表 &gt;

## アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）

| 投資対象資産                                          | 決算頻度                                    | 投資対象地域                          | 投資形態             |
|-------------------------------------------------|-----------------------------------------|---------------------------------|------------------|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株                         | 年 1 回<br><b>年 2 回</b><br>年 4 回          | グローバル<br><b>日本</b><br>北米        | <b>ファミリーファンド</b> |
| 債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>( ) | 年 6 回<br>( 隔月 )<br>年12回<br>( 毎月 )<br>日々 | 欧州<br>アジア<br>オセアニア<br>中南米       |                  |
| 不動産投信                                           | その他<br>( )                              | アフリカ<br>中近東<br>( 中東 )<br>エマージング |                  |
| <b>その他資産<br/>( 投資信託証券<br/>( 債券 一般 ) )</b>       |                                         |                                 |                  |
| 資産複合<br>( )<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型               |                                         |                                 | ファンド・オブ・ファンズ     |

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## 属性区分表の各項目の定義について

## その他資産（投資信託証券（債券 一般））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいい、債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます

年 2 回...目論見書又は投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

## ファンドの特色

|   |                                                                                                    |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 各コースは、主として投資信託証券への投資を通じて、米ドル建てのアジアの高利回りの債券（事業債、ソブリン債など）を中心に投資することにより、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。 |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------|

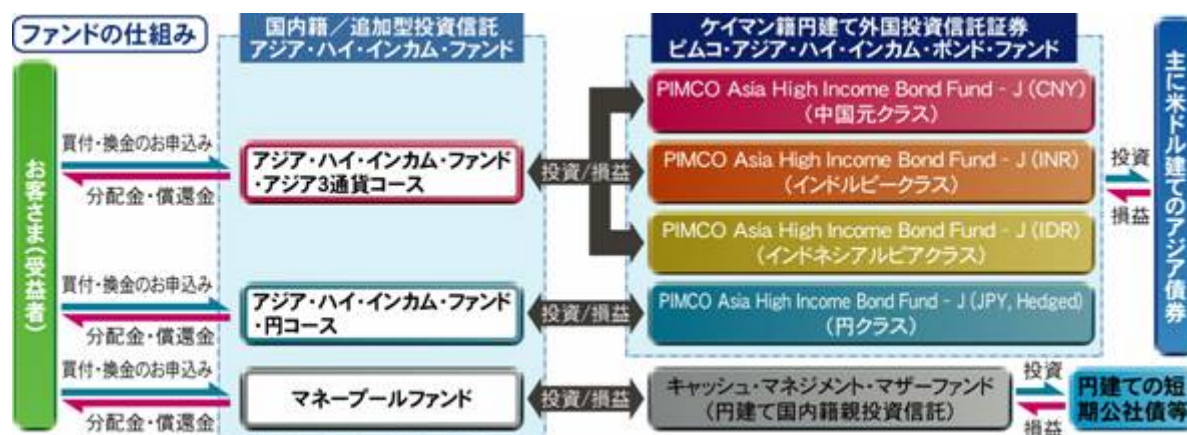
- ケイマン籍の円建て外国投資信託証券「ピムコ・アジア・ハイ・インカム・ボンド・ファンド（PIMCO Asia High Income Bond Fund）」と国内籍の親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- 外国投資信託証券への投資比率は、原則として高位を保ちます（当ファンドの信託期間が終了する数ヵ月前からは、キャッシュの保有比率を高めることがあります。また、ファンドの資産規模等によっては、投資比率は高位にならない場合があります。）。
- ピムコ・アジア・ハイ・インカム・ボンド・ファンドは、主に米ドル建てのアジア地域の債券を投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。運用は、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（PIMCO）（所在地：米国カリフォルニア州ニューポートビーチ）が行います。米ドル建て以外の通貨建ての資産へ投資する場合は、原則として対米ドルで為替ヘッジを行います。一部、アジア地域以外の債券等へ投資する場合があります。
- キャッシュ・マネジメント・マザーファンドは、円建ての公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

|   |                                                    |
|---|----------------------------------------------------|
| 2 | 為替リスクの異なる2つのコースとマネープールファンドがあり、各ファンド間でのスイッチングが可能です。 |
|---|----------------------------------------------------|

| コース       | 投資対象                                                            |
|-----------|-----------------------------------------------------------------|
| アジア3通貨コース | 原則として、実質米ドル建て資産を対中国、インド、インドネシアの各通貨（対象通貨）で為替ヘッジする外国投資信託証券に投資します。 |
| 円コース      | 原則として、実質米ドル建て資産を対円で為替ヘッジする外国投資信託証券に投資します。                       |

- 外国投資信託証券において行われる為替ヘッジとは、「保有外貨建資産の通貨（投資する米ドル建て以外の外貨建資産は、原則として対米ドルでヘッジしますので、保有外貨建資産は実質米ドル建てとなります。）の売りと対象通貨の買いの為替予約取引等」を行うものであり、円と各対象通貨の為替リスクがあります。
- アジア3通貨コースは、各通貨の配分を概ね中国元20％程度、インドルピー40％程度、インドネシアルピア40％程度とすることを基本とします（ただし、投資環境や資金動向および為替の変動等により、実質的な通貨配分が上記の配分から大きく乖離する場合があります。）。したがって、円と対象通貨配分に応じた為替リスクがあります。また、将来、上記の配分は見直される場合があります。
- 円コースでは、原則として対円で為替ヘッジを行い為替リスクの低減に努めますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。円コース以外のコースにおいても、対象通貨で完全に為替ヘッジすることができないため、円に対する外貨建資産（原則米ドル建て）の為替リスクは残ります。

## 〔 運営の仕組み 〕



- 各コースは、主に各対象通貨で為替ヘッジが行われている外国投資信託証券へ投資します。また、キャッシュ・マネジメント・マザーファンドにも投資します。
- マネープールファンドは、キャッシュ・マネジメント・マザーファンドへの投資を通じて、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。  
マネープールファンドのお買付は、マネープールファンドを除く各ファンドからスイッチングした場合に限定します。

各ファンドのお取扱い、スイッチングのお取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

## 3

毎月の決算日に、原則として収益の分配を目指します。

- 各コースの決算日は、毎月の21日（休業日の場合は翌営業日。第1回決算日は平成22年9月21日。）とします。
- マネープールファンドの決算日は、毎年6月、12月の21日（休業日の場合は翌営業日。第1回決算日は平成22年12月21日。）とします。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- 収益分配金は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合には分配を行わないことがあります。

## 4

各コースの運用の指図にかかる権限の一部を、ピムコジャパンリミテッドへ委託します。

## ＜ピムコジャパンリミテッドの概要＞

- ピムコジャパンリミテッドは、世界有数の資産運用グループであるPIMCOグループのグローバル拠点の1つとして1997年に設立されました。
- 所在地：東京都港区

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## 当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要は以下の通りです。

投資信託証券の概要は、平成22年7月9日現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

< ピムコ・アジア・ハイ・インカム・ボンド・ファンド（PIMCO Asia High Income Bond Fund）の概要 >

| ファンド名           | PIMCO Asia High Income Bond Fund － J (CNY)（中国元クラス）<br>PIMCO Asia High Income Bond Fund － J (INR)（インドルピークラス）<br>PIMCO Asia High Income Bond Fund － J (IDR)（インドネシアルピアクラス）<br>PIMCO Asia High Income Bond Fund － J (JPY, Hedged)（円クラス）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |     |         |         |                          |         |                             |         |                                |                 |                        |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|---------|--------------------------|---------|-----------------------------|---------|--------------------------------|-----------------|------------------------|
| 基本的性格           | ケイマン籍 / 外国投資信託証券 / 円建て                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |         |         |                          |         |                             |         |                                |                 |                        |
| 運用目的            | 主に米ドル建てのアジア地域の債券（事業債、ソブリン債等）に投資することで、高水準のインカムゲインと中長期的なキャピタルゲインの獲得を目指します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |     |         |         |                          |         |                             |         |                                |                 |                        |
| 主要投資対象          | 米ドル建てのアジア地域の債券を主要投資対象とします。また、外国為替予約取引等を活用します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |     |         |         |                          |         |                             |         |                                |                 |                        |
| 投資方針            | <p>1. 主に米ドル建てのアジア地域（除く日本）の債券に投資することにより、高水準のインカムゲインとキャピタルゲインの獲得を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ポートフォリオの平均格付けは、原則として、B - 格相当以上とします。</li> <li>ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として、2年以上8年以内で調整します。</li> <li>米ドル建て以外の資産への投資は、原則として取得時において、ファンドの純資産総額の20%以内とします。ただし、この場合は対米ドルで為替ヘッジすることを原則とします。</li> <li>同一発行体の債券（国債、政府保証債等を除く。）への投資割合は、原則として取得時において、ファンドの純資産総額の10%以内とします。</li> <li>同一国の国債、政府保証債等への投資割合は、原則として取得時において、ファンドの純資産総額の40%以内とします。</li> <li>一部、アジア地域以外の債券等に投資する場合があります。この場合の投資割合は、原則として取得時において、ファンドの純資産総額の10%以内とします（キャッシュ運用目的を除く。）。</li> <li>実質的にアジア地域の債券へ投資する仕組債等に投資する場合があります。</li> </ul> <p>2. 各クラスにおいて、組入れ資産の米ドル建て資産に対して以下の為替ヘッジが行われます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>クラス</th><th>為替予約取引等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J (CNY)</td><td>原則として、米ドル建て資産を対中国元で為替ヘッジ</td></tr> <tr> <td>J (INR)</td><td>原則として、米ドル建て資産を対インドルピーで為替ヘッジ</td></tr> <tr> <td>J (IDR)</td><td>原則として、米ドル建て資産を対インドネシアルピアで為替ヘッジ</td></tr> <tr> <td>J (JPY, Hedged)</td><td>原則として、米ドル建て資産を対円で為替ヘッジ</td></tr> </tbody> </table> <p>3. 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。</p> | クラス | 為替予約取引等 | J (CNY) | 原則として、米ドル建て資産を対中国元で為替ヘッジ | J (INR) | 原則として、米ドル建て資産を対インドルピーで為替ヘッジ | J (IDR) | 原則として、米ドル建て資産を対インドネシアルピアで為替ヘッジ | J (JPY, Hedged) | 原則として、米ドル建て資産を対円で為替ヘッジ |
| クラス             | 為替予約取引等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |         |         |                          |         |                             |         |                                |                 |                        |
| J (CNY)         | 原則として、米ドル建て資産を対中国元で為替ヘッジ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |     |         |         |                          |         |                             |         |                                |                 |                        |
| J (INR)         | 原則として、米ドル建て資産を対インドルピーで為替ヘッジ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |     |         |         |                          |         |                             |         |                                |                 |                        |
| J (IDR)         | 原則として、米ドル建て資産を対インドネシアルピアで為替ヘッジ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |         |         |                          |         |                             |         |                                |                 |                        |
| J (JPY, Hedged) | 原則として、米ドル建て資産を対円で為替ヘッジ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |         |         |                          |         |                             |         |                                |                 |                        |
| 主な投資制限          | <ul style="list-style-type: none"> <li>株式への投資割合は、転換社債等の転換等により取得した場合に限りファンドの純資産総額の5%以内とします。</li> <li>転換社債への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の25%以内とします。</li> <li>デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。</li> <li>ファンドの純資産総額の10%を超える借入れは行いません。</li> <li>流動性のない資産（ファンドが時価評価した金額とほぼ同金額で7日以内に処分できない証券）への投資は、ファンドの純資産総額の10%以内とします。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |     |         |         |                          |         |                             |         |                                |                 |                        |
| 運用開始日           | 2010年7月30日（予定）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |         |         |                          |         |                             |         |                                |                 |                        |
| 収益の分配           | 原則毎月行います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |     |         |         |                          |         |                             |         |                                |                 |                        |
| 申込手数料           | かかりません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |         |         |                          |         |                             |         |                                |                 |                        |
| 信託報酬            | かかりません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |         |         |                          |         |                             |         |                                |                 |                        |

|        |                                                                                  |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------|
| その他費用  | 信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる売買委託手数料、有価証券取引にかかる手数料、先物・オプション取引等に要する費用などはファンドから負担されます。 |
| 投資顧問会社 | パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（PIMCO）<br>（所在地：米国カリフォルニア州ニューポートビーチ）          |

#### PIMCOにおける運用プロセス

- 年に1度の長期経済予測会議において長期的傾向（人口動態、政治的要因など）の評価・分析を行い、向こう3-5年の見通しを策定します。
- 四半期毎の短期経済予測会議において主要経済圏について向こう6-9ヵ月の経済成長率やインフレ率、短期的に市場に影響を及ぼすトレンド等についての予測・分析を行います。
- 経済予測会議の終了後、インベストメント・コミッティーにおいてポートフォリオ戦略会議を開催し、経済予測会議で形成されたトップ・ダウンの展望と債券市場の様々なセクターを担当しているスペシャリストからのボトム・アップ情報の両方を活用しつつ、コンセンサスに基づいて国別配分、通貨配分、デュレーション、イールドカーブ、セクター配分および信用分析を含むポートフォリオの構成とリスク特性のターゲットを決定し、投資テーマを策定します。
- 各運用チームの戦略会議にてより詳細なモデルポートフォリオを構築します。
- 個別銘柄選択に関しては、各セクター・スペシャリストからのボトム・アップ戦略とクレジット・アナリストのリサーチから、割高／割安分析、流動性等を勘案して決定します。

#### PIMCOの概要

- パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（PIMCO）は、米国カリフォルニア州ニューポートビーチを本拠とした世界最大級の債券運用残高を有する運用会社です。
- PIMCOグループの運用資産残高は10,709億ドル（約100兆円）を超え、ニューポートビーチ、ニューヨーク、シンガポール、東京、ロンドン、シドニー、ミュンヘン、トロント、香港などの拠点に1,300名以上のスタッフを擁しています（平成22年3月末現在）。

### 信託金の限度額

#### [ 各コース ]

信託金の限度額は、各々につき2,500億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

#### [ マネープールファンド ]

信託金の限度額は、1兆円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

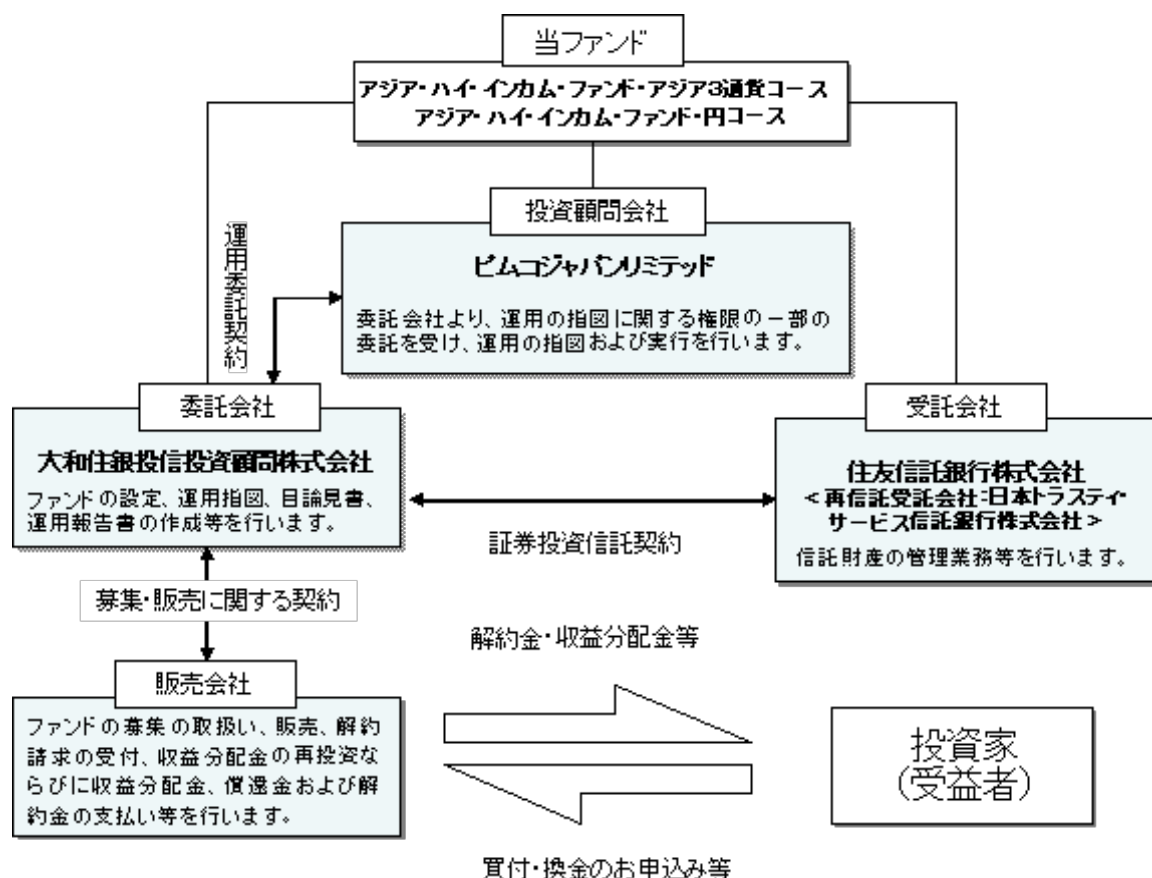
### (2) 【ファンドの沿革】

平成22年7月9日 関東財務局に対する有価証券届出書の提出

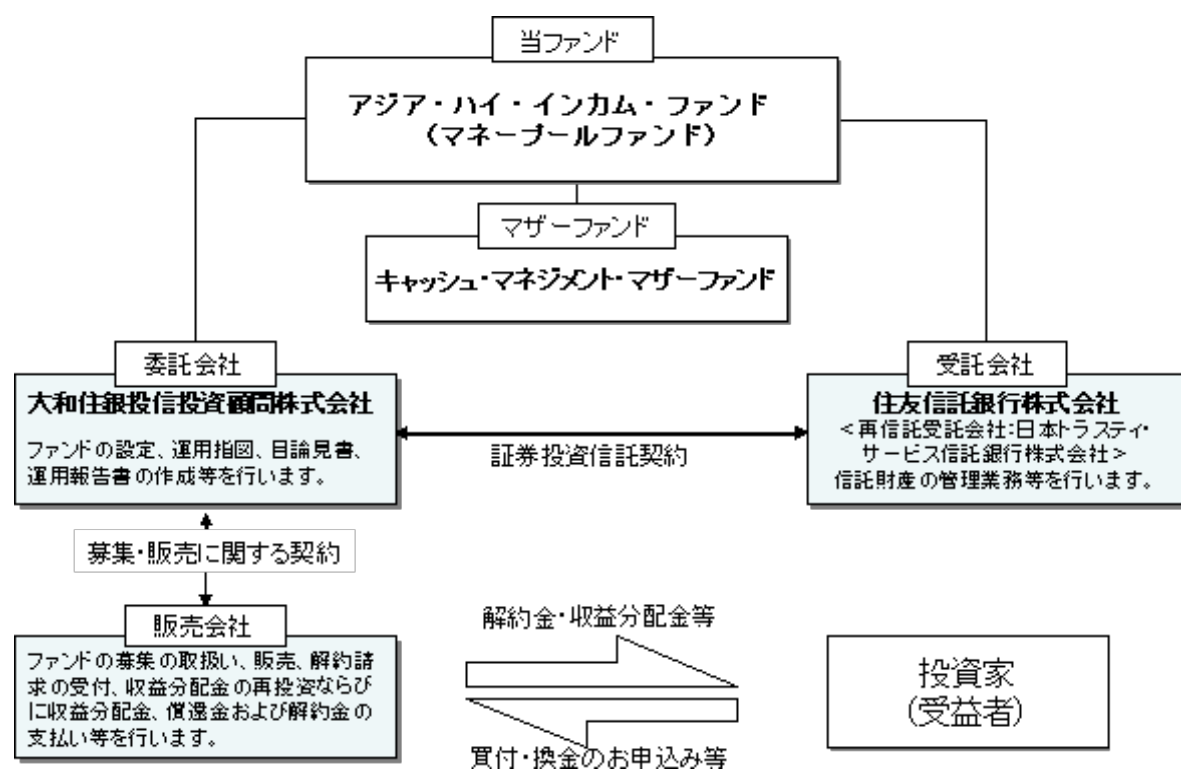
平成22年7月30日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始（予定）

## (3)【ファンドの仕組み】

## 〔各コース〕



## 〔マネープールファンド〕



## 委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

| 関係法人   | 契約等の概要                                                                               |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 受託会社   | ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。 |
| 販売会社   | 販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結しています。             |
| 投資顧問会社 | アジア3通貨コースおよび円コースの運用指図に関する権限等を規定した運用委託契約（投資一任契約）を締結しています。                             |

委託会社等の概況（平成22年5月末日現在）

- ・ 名称 大和住銀投信投資顧問株式会社
- ・ 代表者の役職氏名 代表取締役社長 横井 正道
- ・ 本店の所在の場所 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
- ・ 資本金の額 20億円
- ・ 会社の沿革 昭和48年6月1日 大和投資顧問株式会社設立  
平成11年2月18日 証券投資信託委託業の認可取得  
平成11年4月1日 住銀投資顧問株式会社及びエス・ビー・アイ・エム投  
信株式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社  
へ商号を変更

## ・大株主の状況

| 名称                      | 住所                                          | 所有株式数<br>(株) | 比率<br>(%) |
|-------------------------|---------------------------------------------|--------------|-----------|
| 株式会社三井住友フィナンシャルグループ     | 東京都千代田区有楽町1-1-2                             | 1,692,500    | 44.0      |
| 株式会社大和証券グループ本社          | 東京都千代田区丸の内1-9-1<br>グラントウキョウ ノースタワー          | 1,692,500    | 44.0      |
| ティー・アール・ピー・エイチ・コーポレーション | アメリカ合衆国21202,メリーランド州ボルチモア イースト プラットストリート100 | 385,000      | 10.0      |

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## [ アジア3通貨コース ]

主に米ドル建てのアジアの高利回りの債券を主要投資対象とし、実質的な保有外貨建て資産に対して、原則として米ドルの売り、中国、インド、インドネシアの各通貨の買いの為替ヘッジをする別に定める投資信託証券へ投資します。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンドへも投資を行います。

運用の指図にかかる権限の一部を、ピムコジャパンリミテッドへ委託します。  
資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## 〔円コース〕

主に米ドル建てのアジアの高利回りの債券を主要投資対象とし、実質的な保有外貨建て資産に対して、原則として米ドルの売り、円の買いの為替ヘッジをする別に定める投資信託証券へ投資します。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンドへも投資を行います。

運用の指図にかかる権限の一部を、ピムコジャパンリミテッドに委託します。  
資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

各コースにおいて、「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託及び投資法人（外国のものも含む）の、受益証券又は投資証券（振替受益権または振替投資口を含む）をいいます。

|           |                                                                                                                                                       |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アジア3通貨コース | ケイマン籍外国投資信託<br>PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (CNY)<br>PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (INR)<br>PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (IDR) |
| 円コース      | ケイマン籍外国投資信託<br>PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (JPY, Hedged)                                                                                     |

## 〔マネープールファンド〕

キャッシュ・マネジメント・マザーファンドを主要投資対象とします。なお、わが国の公社債等に直接投資する場合があります。

本邦通貨建ての公社債および短期金融商品等を実質的に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (2) 【投資対象】

## 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

## 〔各コース〕

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ．有価証券
  - ロ．金銭債権
  - ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ．為替手形

## 〔マネープールファンド〕

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ．有価証券
  - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）
  - ハ．金銭債権
- 2．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

## ２．次に掲げる特定資産以外の資産

## イ．為替手形

## 運用の指図範囲

## 〔各コース〕

委託会社は、信託金を、主として信託約款に定める投資信託証券および大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたキャッシュ・マネジメント・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- ３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- ４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- ５．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

なお、３の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、４および５の証券を以下「投資信託証券」といいます。

## 〔マネープールファンド〕

委託会社は、信託金を、主として大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたキャッシュ・マネジメント・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．国債証券
- ２．地方債証券
- ３．特別の法律により法人の発行する債券
- ４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限りします。）
- ５．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ６．コマーシャル・ペーパー
- ７．外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの
- ８．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- ９．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- １０．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

- 11．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- 12．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 13．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）  
なお、1から5までの証券および7の証券のうち1から5までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、8および9の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

#### 〔各コース〕

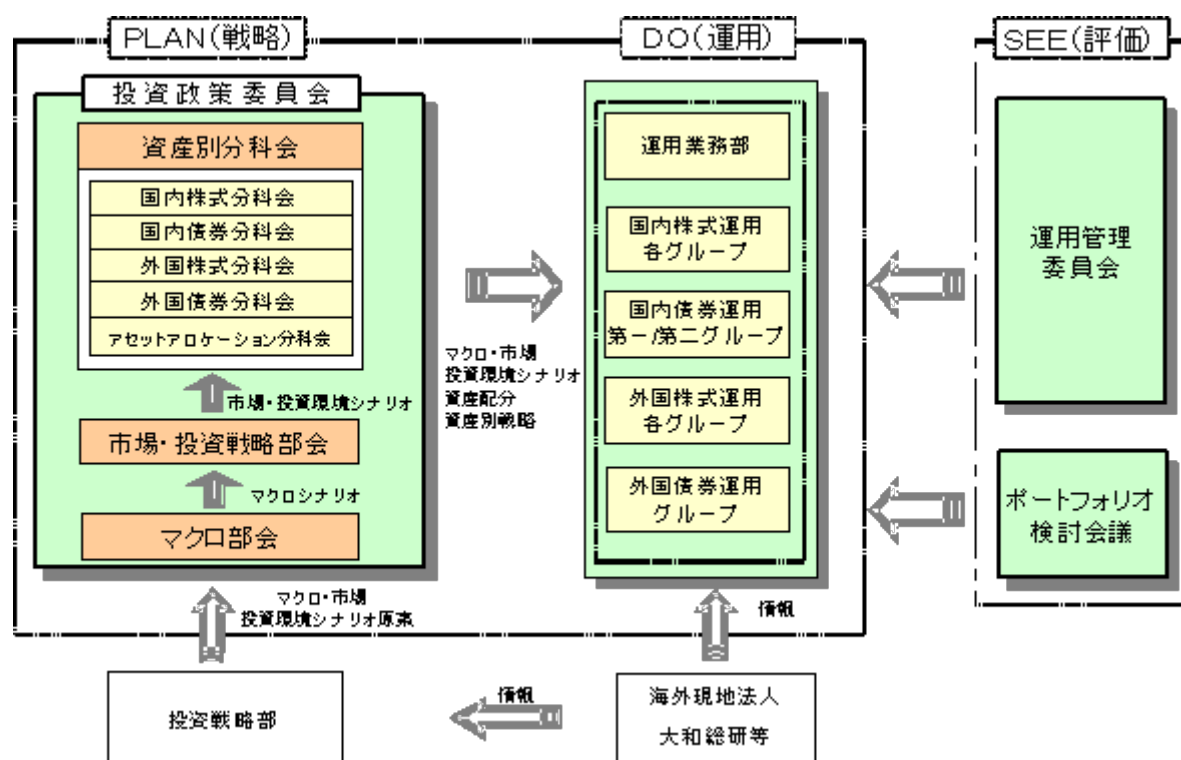
- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

#### 〔マネープールファンド〕

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

また、マネープールファンドにおいては、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### （3）【運用体制】



\* 当ファンドの運用体制に係る運用本部の人員数は、平成22年7月9日現在で約100名です。

\* 運用体制および人員数は、今後変更になる場合があります。

\* 各コースにおいては、委託会社から運用の指図にかかる権限の一部の委託を受けたピムコジャパンリミテッドが運用委託契約やそれに付随する運用ガイドラインに従い、運用の主要部分を実行します。委託会社においては、当ファンドのモニタリング（運用ガイドラインに規定される投資制限の遵守状況のチェック、運用成果のチェック）等を行います。

\* 運用リスク管理体制についての詳細は、後述の「3 投資リスク<リスクの管理体制>」に記載しております。

\* 当社では、社内業務規程等でファンドの運用におけるファンドマネージャーの権限および責任、また信託財産の適正な運用とリスク管理を行うことを目的として運用に関する基本的事項を定めております。

#### （４）【分配方針】

毎決算時 に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合には、分配を行わないことがあります。

ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

各コースは毎月の21日（ただし、休業日の場合は翌営業日。なお、第1回決算日は平成22年9月21日とします。）、マネープールファンドは毎年6月、12月の21日（ただし、休業日の場合は翌営業日。なお、第1回決算日は平成22年12月21日とします。）とします。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

〔各コース〕

イ．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

〔マネープールファンド〕

イ．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

イ．収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から5営業日までに開始します。

ロ．前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、信託約款に定める各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

ハ．上記イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

#### （５）【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

#### 信託約款に定める投資制限

#### 〔各コース〕

#### イ．主な投資制限

（イ）投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

（ロ）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

（ハ）外貨建資産への直接投資は行いません。

（二）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

#### ロ．公社債の借入れの指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

（ロ）前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（二）（イ）の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

## 八．資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

## 二．受託会社による資金の立替え

(イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

### [ マネープールファンド ]

#### イ．株式への投資制限

株式への実質投資は行いません。

#### ロ．投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

\* 信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じです。

## 八．先物取引等の運用指図・目的・範囲

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

(ロ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

## 二．スワップ取引の運用指図・目的・範囲

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ニ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

## ホ．金利先渡取引の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (二)委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ホ)金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

## ヘ．同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

## ト．有価証券の貸付の指図および範囲

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- （a）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ)前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

## チ．公社債の空売りの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしします。
- (ロ)前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとしします。

## リ．公社債の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。
  - (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとしします。
- (ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産から支弁するものとしします。

## ヌ．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資は行いません。

## ル．資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

## ヲ．受託会社による資金の立替

(イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

## 法令による投資制限

デリバティブ取引等に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

[次へ](#)

（参考）マザーファンドの投資方針

キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

（１）運用の基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

（２）運用方法

投資対象

本邦貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。

投資態度

イ．本邦貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。

ロ．資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）運用の指図

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．国債証券

２．地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券
  4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限り、ます。）
  5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  6. コマーシャル・ペーパー
  7. 外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの
  8. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  9. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
  10. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、ます。）
  11. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、1から5までの証券および7の証券のうち1から5までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### (4) 主な投資制限

株式への投資は行いません。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時に

いて信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

二．委託会社は、金利先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

### 3【投資リスク】

#### <当ファンドの有するリスク>

- 当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的に債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- 当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する保証はありません。
- 投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしくお願いいたします。

#### <基準価額の変動要因>

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

#### [各コース]

##### (1)流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

##### (2)金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

##### (3)信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

また、投資対象となる債券等の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の債券価格は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。当ファンドでは、低格付けの債券へも投資する場合がありますが、低格付けの債券は、一般的に高格付けの債券と比べて高い利回りを享受できる一方で、発行体からの元利金支払いの遅延または不履行（デフォルト）となるリスクが高いとされます。

##### (4)外国証券投資のリスク

###### <為替リスク>

- アジア3通貨コース

当コースは主要投資対象とする外国投資信託証券を通じて、実質的に米ドル建て資産を各対象通貨で為替ヘッジを行います。そのため、円に対する対象通貨の為替変動の影響を受け、為替相場が当コースの対象通貨に対して円高方向に進んだ場合には、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、対象通貨で完全に為替ヘッジすることはできないため、円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。なお、投資対象通貨の金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと投資対象通貨との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

#### □円コース

当コースが主要投資対象とする外国投資信託証券において、米ドル建て資産を対円で為替ヘッジを行い、為替リスクを低減することに努めます。ただし、対円で完全に為替ヘッジすることはできないため、円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。

また、円金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと円との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

### (5)カントリーリスク

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

新興国は、先進国と比べて経済状況が脆弱であるとされ、政治・経済および社会情勢が著しく変化する可能性があります。想定される変化としては、次のようなものがあります。

- ・政治体制の変化
- ・社会不安の高まり
- ・他国との外交関係の悪化
- ・海外からの投資に対する規制
- ・海外との資金移動の規制

さらに、新興国は、先進国と比べて法制度やインフラが未発達で、情報開示の制度や習慣等が異なる場合があります。この結果、投資家の権利が迅速かつ公正に実現されず、投資資金の回収が困難になる場合や投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない可能性があります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

### (6)その他のリスク

各コースが投資対象とする外国投資信託証券で、各コースや当該外国投資信託証券を投資対象とする他のファンドで追加設定・解約等に伴う資金移動が発生し、当該外国投資信託証券において売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

## [ マネーボールファンド ]

### (1)流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

## （２）金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

## （３）信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

## （４）ファミリーファンド方式に関わる基準価額の変動について

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。当ファンドや当ファンドの投資対象となるマザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、マザーファンドに属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されていた価格で売却できないこともあります。

## <その他の留意点>

### (1) 為替ヘッジに関する留意点

一部の対象通貨については、外国投資信託証券においてNDF（ノン・デリバラブル・フォワード（直物為替先渡取引））を用いて為替ヘッジを行う場合があります。NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する市場参加者の期待等により金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります、実際の対象通貨の為替市場の値動きから大きく乖離する場合があります。

また、対象通貨によっては、為替管理規制や流動性等により為替予約取引等ができなくなる場合や、金額が制限される場合があります。

アジア3通貨コースでは、投資環境や資金動向および為替の変動等により、実質的な通貨配分が基本配分から大きく乖離する場合があります。

### (2) 繰上償還について

各コースが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、当該ファンドは繰上償還されます。

また、アジア・ハイ・インカム・ファンド全体の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合、および当ファンドの目的に合った運用を継続することができない事態となった場合等には、繰上償還されることがあります。

### (3) 換金請求の受付に関する留意点

#### [各コース]

取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することおよびすでに受付けたご換金の受付を取消すことがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

#### [マネープールファンド]

取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

### (4) クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### (5) 法令・税制・会計等の変更可能性について

法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

### (6) その他

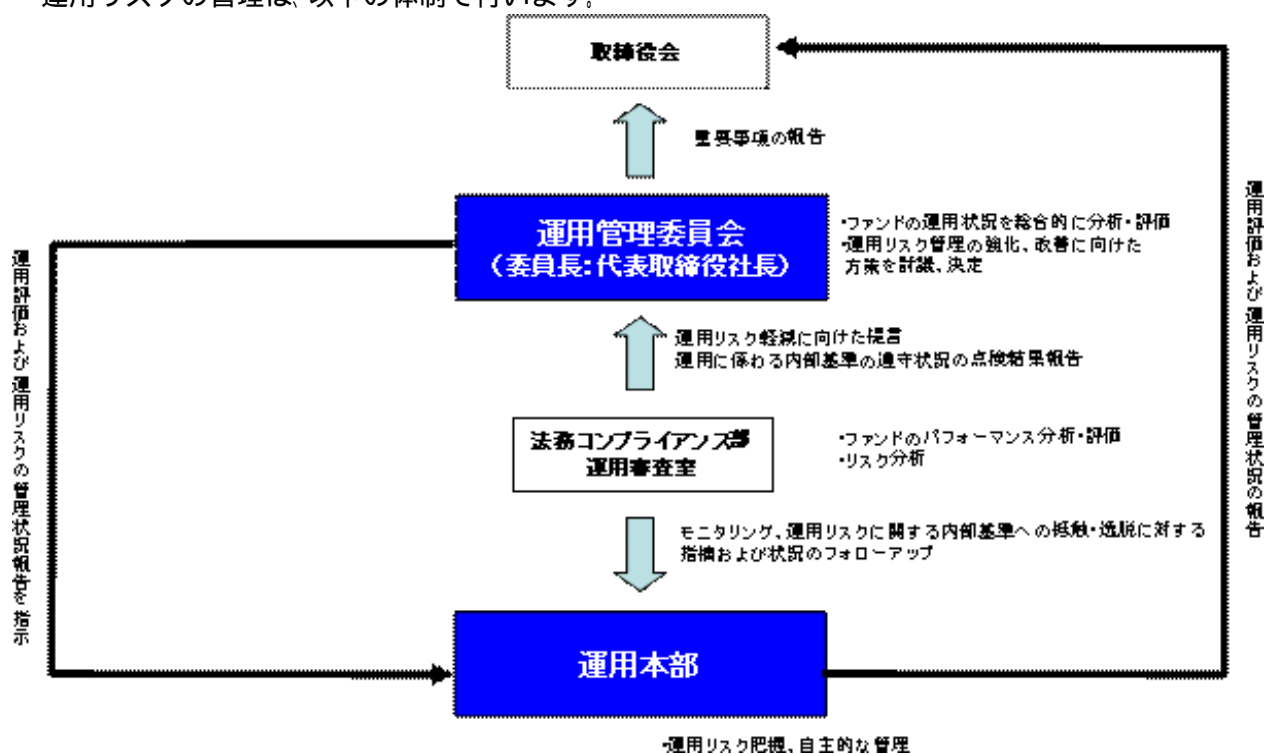
委託会社は投資顧問会社（ピムコジャパンリミテッド）に対して、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

## &lt; リスクの管理体制 &gt;

委託会社の運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。

| 名称および人員数               | 内容                                                                          |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 運用管理委員会<br>(20名程度)     | ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。                     |
| リスク管理委員会<br>(20名程度)    | 運用リスクを除く経営リスクを適時、的確に把握し、適切な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めます。                         |
| 監査部<br>(6名程度)          | 取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢のもと、法令等に従って行われているかを点検します。                         |
| コンプライアンス・オフィサー<br>(1名) | コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。             |
| 法務コンプライアンス部<br>(8名程度)  | 社内規則の制定・改廃の点検を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。      |
| 運用審査室<br>(3名程度)        | ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。 |
| 売買管理室<br>(2名程度)        | 約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視および約定価格の妥当性を点検します。                                  |
| トレーディング部<br>(20名程度)    | 有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の観点を踏まえて行います。                                       |

運用リスクの管理は、以下の体制で行います。



\* リスクの管理体制は、今後変更になる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

[各コース]

申込手数料は、お買付金額（基準価額×買付口数）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.675%（税抜3.5%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

各コースの申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

分配金自動再投資型において収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

[マネーブルファンド]

ありません。

マネーブルファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

## (2)【換金（解約）手数料】

ありません。

## (3)【信託報酬等】

[各コース]

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.65375%（税抜1.575%）を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

| 委託会社      | 販売会社      | 受託会社       |
|-----------|-----------|------------|
| 年率0.9975% | 年率0.63%   | 年率0.02625% |
| （税抜0.95%） | （税抜0.60%） | （税抜0.025%） |

当ファンドが投資対象とする投資信託証券およびキャッシュ・マネジメント・マザーファンドでは報酬はかかりませんので、実質的な信託報酬は上記と同じです。

[マネーブルファンド]

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に掲げる率を乗じて得た額とします。

- ・各月の前月の最終5営業日間の無担保コール翌日物レートの平均値（以下、「コールレート」といいます。）に0.63（税抜0.60）を乗じて得た率を当該月の第1営業日の計上分より適用します。ただし、コールレートが年1.00%を超える場合には、年0.63%（税抜0.60

％）とします。

委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

| コールレート  | 委託会社                                          | 販売会社                   | 受託会社                  | 合計                             |
|---------|-----------------------------------------------|------------------------|-----------------------|--------------------------------|
| 1.00％以上 | 年率0.2835％<br>(税抜0.27％)                        | 年率0.2835％<br>(税抜0.27％) | 年率0.063％<br>(税抜0.06％) | 年率0.63％<br>(税抜0.60％)           |
| 1.00％未満 | 純資産総額に右記の率を乗じて得た額を下記の比率で配分します。<br>45％ 45％ 10％ |                        |                       | コールレートに0.63<br>(税抜0.60)を乗じて得た率 |

キャッシュ・マネジメント・マザーファンドにおいては、信託報酬は収受されませんのでマネープールファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。

信託報酬は、各計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

信託報酬の販売会社への配分は、委託会社が一旦信託財産から収受した後、各販売会社毎の取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

各コースの委託会社の報酬には、ピムコジャパンリミテッドへの投資顧問報酬が含まれます。なお、投資顧問報酬の額は、各コースが主要対象とする投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額の合計額に年0.63％（税抜0.60％）以内の率を乗じて得た金額とし、委託会社が報酬を受け取った後、当該報酬から支弁するものとします。

#### （４）【その他の手数料等】

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引・コール取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

有価証券の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用などについては、取引または請求のつど、信託財産で負担することになります。これらの費用および当ファンドが投資対象とする投資信託証券およびマザーファンドにおける信託財産で間接的にご負担いただく費用は、事前に計算できないため、その総額や計算方法等を具体的に記載しておりません。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し次に掲げる率を乗じて得た額とし、各コースは各特定期末（毎年6月、12月に属する計算期末）または信託終了時に、マネープールファンドは各計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

|            |                             |
|------------|-----------------------------|
| 各コース       | 年率 0.009975%（税抜0.0095%）以内の率 |
| マネープールファンド | 年率 0.0063%（税抜0.0060%）以内の率   |

また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

信託財産留保額はありません。

#### （５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

<平成23年12月31日まで>

- ・収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

- ・解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

## &lt;平成24年1月1日以降&gt;

## ・収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

## ・解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には確定申告不要となります。

## &lt;損益通算について&gt;

解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）との相殺が可能です。当該相殺後の譲渡損失については、確定申告により、申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

また、源泉徴収選択口座内においても、解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）と相殺され、当該相殺後の譲渡損失については、上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

## 法人の受益者に対する課税

## &lt;平成23年12月31日まで&gt;

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。

## &lt;平成24年1月1日以降&gt;

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。

## &lt;益金不算入制度について&gt;

当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

## （参考）

## &lt;個別元本について&gt;

- ・追加型証券投資信託を保有する受益者毎の取得元本（申込手数料および申込手数料

にかかる消費税等相当額は含まれません。)が個別元本にあたります。

・受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取型」と「分配金自動再投資型」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照）。

#### ＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が特別分配金、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

\* 上記の内容は、税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。

\* 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

当ファンドの運用は、平成22年7月30日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

## (1)【投資状況】

該当事項はありません。

## (2)【投資資産】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

該当事項はありません。

（参考情報）

2010年7月9日現在

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

\* ファンドには、ベンチマークはありません。

・ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホ－ムペ－ジで開示している場合があります。

## (4)【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

(1)当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。ただし、各コースの継続申込期間においては、取得申込受付日がニューヨーク証券取引所またはシンガポール証券取引所の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。お申込みの受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日以降で、ニューヨーク証券取引所またはシンガポール証券取引所の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。また、マネープールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限りです。

(2)申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間は1口＝1円）とします。お申込みには申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を要します。当ファンドの申込単位は、1口または1円の整数倍で販売会社毎に定めた単位です。

(3)当ファンドの取得申込者は、販売会社において、取引口座の開設のうえ、取得のお申込みを行うものとします。お申込みの方法には、収益の分配がなされた場合に分配金を受取ることができる「分配金受取型」と、税引後の分配金を自動的に無手数料で再投資する「分配金自動再投資型」があり、「分配金自動再投資型」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で累積投資約款に従って分配金再投資に関する契約を締結します。ただし、販売会社によってはどちらか一方のコースのみの取扱いの場合があります。

なお、当ファンドはアジア3通貨コース、円コース、マネープールファンドの3つのファンドで構成されていますが、販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

\*販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

(4)定時定額で購入する「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

(注)当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機

関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

## 2【換金（解約）手続等】

### [各コ - ス]

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。ただし、ニューヨーク証券取引所またはシンガポール証券取引所の休業日と同日の場合には、解約請求を受付けないものとし、解約の受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は、翌営業日以降でニューヨーク証券取引所またはシンガポール証券取引所の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。解約請求の受付が中止された場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

#### <解約請求による換金手続き>

□解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額です。

（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

□信託財産留保額：ありません。

□解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。

（解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

□解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して6営業日目から販売会社の申込場所で支払われます。

□解約にかかる手数料：ありません。

### [マネープールファンド]

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。解約の受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は、翌営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。その場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

#### < 解約請求による換金手続き >

☐ 解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額です。

（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

☐ 信託財産留保額：ありません。

☐ 解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。

（解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

☐ 解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して6営業日目から販売会社の申込場所で支払われます。

☐ 解約にかかる手数料：ありません。

(注)当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

#### < 主要投資対象の評価方法 >

| ファンド名 | 有価証券等 | 評価方法 |
|-------|-------|------|
|-------|-------|------|

|                   |                 |                                                                                                                                                                 |
|-------------------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アジア3通貨コース<br>円コース | 投資信託証券<br>（外国籍） | 原則として、基準価額計算日に知り得る直近の純資産額（上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場）で評価します。                                                                                                   |
| マネープールファンド        | 公社債等            | 原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。<br>・日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）<br>・金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）<br>・価格情報会社の提供する価額<br>残存期間が1年以内の公社債については、一部償却原価法により評価することができます。 |

基準価額は、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先まで問い合わせることにより知ることができます。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ> <http://www.daiwasbi.co.jp/>

<お電話によるお問い合わせ先> 受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日  
除く。）

## （2）【保管】

該当事項はありません。

## （3）【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日（平成22年7月30日）から、平成32年8月21日まで（約10年）とします。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときには、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

ただし、信託期間の終了前にアジア・ハイ・インカム・ファンド全体の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合、あるいは信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託契約の解約の規定にしたがい、信託契約を解約し、この信託を終了させることができます（後記「（5）その他 信託契約の解約」をご参照ください。）。

また、各コースが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、当該ファンドは繰上償還されます。

#### （４）【計算期間】

##### [各コース]

計算期間は、原則として毎月22日から翌月21日までとします。なお、第１計算期間は、信託契約締結日から平成22年９月21日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

##### [マネープールファンド]

計算期間は、原則として毎年６月22日から12月21日、12月22日から翌年６月21日までとします。なお、第１計算期間は、信託契約締結日から平成22年12月21日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

#### （５）【その他】

##### 信託契約の解約

##### [各コース]

- イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、アジア・ハイ・インカム・ファンド全体の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ロ．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ハ．委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ニ．委託会社は、前イ．および前ロ．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ホ．前ニ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議

について賛成するものとみなします。

- ヘ．前二．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ト．前二．から前ヘ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび前八．の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前二．から前ヘ．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

[マネープールファンド]

イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、アジア・ハイ・インカム・ファンド全体の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ロ．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ハ．委託会社は、前イ．および前ロ．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

二．前八．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ホ．前八．の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

ヘ．前八．から前ホ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前八．から前ホ．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

#### 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更等の規定にしたがいます。

#### 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したと

きは、委託会社がこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款の変更等に規定する書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

## 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

### 信託約款の変更等

- イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ロ．委託会社は、前イ．（前イ．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ．前ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ．前ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ヘ．前ロ．から前ホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト．前イ．から前ヘ．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

### 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、信託約款に規定する書面に付記します。

## 運用にかかる報告等開示方法

### 〔各コース〕

委託会社は、特定期末（毎年6月、12月に属する計算期末）から3ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。また、委託会社は特定期末に運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。

### 〔マネーブルファンド〕

委託会社は、毎計算期末から3ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。また、委託会社は決算時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。

### 委託会社と関係法人との契約の変更

#### イ．募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。なお、販売会社に異動があれば、委託会社は有価証券届出書の訂正届出書を提出します。

## ロ．運用委託契約

各コースにおける委託会社とピムコジャパンリミテッドとの間の運用委託契約は、2ヵ月前までに相手方から書面による契約終了の申出がない限り、信託期間終了日まで存続します。運用委託契約は、当事者間の合意により変更することができます。なお、当ファンドの投資顧問会社に異動があれば、委託会社は、有価証券届出書の訂正届出書を提出します。

## 4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分に依りて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会

社に交付します。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

#### (2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

償還金の支払いは、原則として償還日から起算して5営業日までに開始します。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

#### (3) 受益権の換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金（解約）手続等」をご参照ください。

#### (4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

#### (5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、信託約款に規定する書面に付記します。

### 第3【ファンドの経理状況】

#### 〔各コース〕

当ファンドは、当初申込期間終了後、平成22年7月30日から運用を開始する予定であり、同日までは何ら資産を有しません。

当ファンドの会計監査は、有限責任 あずさ監査法人が行います。当ファンドの財務諸表は投資信託財産の計算に関する規則に定める用語、様式及び作成方法によるものとし、監査を受けたうえで有価証券報告書に記載されます。当ファンドの計算期間は原則1ヵ月であり、その有価証券報告書の提出は特定期末（毎年6月、12月に属する計算期末）毎になされます。

\* 当ファンドの計算期間は、原則として毎月22日から翌月21日までです。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成22年9月21日までとします。

#### 〔マネーボールファンド〕

当ファンドは、委託会社による当初自己設定により、平成22年7月30日から運用を開始する予定であり、同日までは何ら資産を有しません。

当ファンドの会計監査は、有限責任 あずさ監査法人が行います。当ファンドの財務諸表は投資信託財産の計算に関する規則に定める用語、様式及び作成方法によるものとし、監査を受けたうえで有価証券報告書に記載されます。当ファンドの計算期間は原則6ヵ月であり、その有価証券報告書の提出は計算期間終了毎になされます。

\* 当ファンドの計算期間は、原則として毎年6月22日から12月21日、12月22日から翌年6月21日までです。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成22年12月21日までとします。

#### 1【財務諸表】

該当事項はありません。

#### 2【ファンドの現況】

該当事項はありません。

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### 1 名義書換手続など

該当事項はありません。

##### 2 受益者名簿

作成しません。

##### 3 受益者に対する特典

ありません。

##### 4 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### 5 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### 6 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### 7 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

##### 8 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（注）委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益

証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

資本金の額：20億円（平成22年5月末現在）

会社が発行する株式総数：12,800,000株

発行済株式総数：3,850,000株

最近5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構

会社は、8名以内で構成される取締役により運営されます。取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行います。

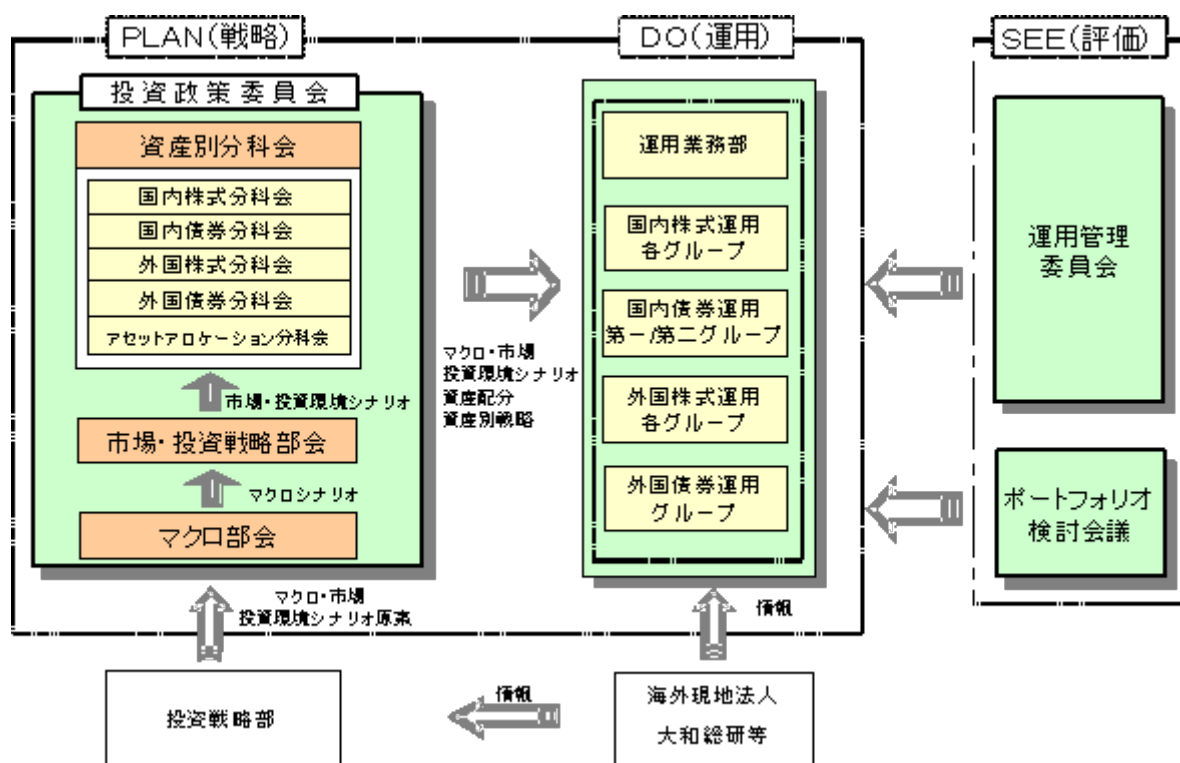
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また代表取締役は2名とし、取締役社長および取締役副社長がこれに就任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、招集通知は3日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の6名以上が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

#### < 投信運用の意思決定プロセス >



## 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友フィナンシャルグループ）および大和証券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）の戦略的提携により平成11年4月1日付で、大和投資顧問株式会社と住銀投資顧問株式会社およびエス・ビー・アイ・エム投信株式会社の三社が合併して設立された会社です。

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年5月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、134本であり、その純資産総額は、約2,119,374百万円です（なお、親投資信託46本は、ファンド数及び純資産総額からは除いております。）。

| 種類         | ファンド数 | 純資産総額        |
|------------|-------|--------------|
| 単位型株式投資信託  | 3     | 17,727百万円    |
| 追加型株式投資信託  | 130   | 2,096,840百万円 |
| 追加型公社債投資信託 | 1     | 4,806百万円     |
| 合計         | 134   | 2,119,374百万円 |

### 3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。なお、第37期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第38期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）および第38期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）の財務諸表についての監査を、あずさ監査法人により受けております。

## （１）【貸借対照表】

（単位：千円）

|                 |   | 第37期<br>(平成21年3月31日) | 第38期<br>(平成22年3月31日) |
|-----------------|---|----------------------|----------------------|
| <b>資産の部</b>     |   |                      |                      |
| <b>流動資産</b>     |   |                      |                      |
| 現金・預金           |   | 8,926,038            | 10,732,367           |
| 前払費用            |   | 164,321              | 158,204              |
| 未収還付法人税等        |   | 304,359              | -                    |
| 未収収益            |   | 2,200,246            | 3,018,894            |
| 繰延税金資産          |   | 302,927              | 401,279              |
| その他             |   | 96,171               | 3                    |
| 流動資産計           |   | 11,994,065           | 14,310,748           |
| <b>固定資産</b>     |   |                      |                      |
| <b>有形固定資産</b>   |   |                      |                      |
| 建物              | 1 | 397,192              | 330,961              |
| 器具備品            | 1 | 98,818               | 66,930               |
| 土地              |   | 710                  | 710                  |
| 建設仮勘定           |   | 3,911                | -                    |
| 有形固定資産計         |   | 500,632              | 398,601              |
| <b>無形固定資産</b>   |   |                      |                      |
| ソフトウェア          |   | 445,887              | 561,554              |
| 電話加入権           |   | 12,706               | 12,706               |
| 無形固定資産計         |   | 458,593              | 574,261              |
| <b>投資その他の資産</b> |   |                      |                      |
| 投資有価証券          |   | 3,812,850            | 4,474,278            |
| 関係会社株式          |   | 1,169,774            | 1,169,774            |
| 従業員長期貸付金        |   | 9,100                | 5,277                |
| 長期差入保証金         |   | 742,547              | 743,958              |
| 出資金             |   | 161,517              | 161,517              |
| 繰延税金資産          |   | 557,369              | 536,417              |
| その他             |   | 1,323                | 916                  |
| 貸倒引当金           |   | 70,350               | 73,350               |
| 投資その他の資産計       |   | 6,384,132            | 7,018,789            |
| 固定資産計           |   | 7,343,357            | 7,991,652            |

資産合計

19,337,423

22,302,401

| (単位：千円)   |                      |                      |
|-----------|----------------------|----------------------|
|           | 第37期<br>(平成21年3月31日) | 第38期<br>(平成22年3月31日) |
| 負債の部      |                      |                      |
| 流動負債      |                      |                      |
| 未払金       | 73,433               | 183,571              |
| 未払費用      | 1,102,827            | 1,657,874            |
| 未払法人税等    | -                    | 915,515              |
| 前受収益      | 8,983                | 2,895                |
| 賞与引当金     | 604,600              | 715,800              |
| 役員賞与引当金   | 48,800               | 58,000               |
| その他       | 18,721               | 18,976               |
| 流動負債計     | 1,857,365            | 3,552,633            |
| 固定負債      |                      |                      |
| 退職給付引当金   | 751,197              | 835,692              |
| 役員退職慰労引当金 | 133,802              | 173,442              |
| 固定負債計     | 885,000              | 1,009,135            |
| 負債合計      | 2,742,365            | 4,561,769            |

|              | (単位：千円)              |                      |
|--------------|----------------------|----------------------|
|              | 第37期<br>(平成21年3月31日) | 第38期<br>(平成22年3月31日) |
| 純資産の部        |                      |                      |
| 株主資本         |                      |                      |
| 資本金          | 2,000,000            | 2,000,000            |
| 資本剰余金        |                      |                      |
| 資本準備金        | 156,268              | 156,268              |
| 資本剰余金合計      | 156,268              | 156,268              |
| 利益剰余金        |                      |                      |
| 利益準備金        | 343,731              | 343,731              |
| その他利益剰余金     |                      |                      |
| 別途積立金        | 1,100,000            | 1,100,000            |
| 繰越利益剰余金      | 13,220,524           | 14,232,788           |
| 利益剰余金合計      | 14,664,255           | 15,676,519           |
| 株主資本合計       | 16,820,524           | 17,832,788           |
| 評価・換算差額等     |                      |                      |
| その他有価証券評価差額金 | 225,466              | 92,156               |
| 評価・換算差額等合計   | 225,466              | 92,156               |
| 純資産合計        | 16,595,057           | 17,740,631           |
| 負債純資産合計      | 19,337,423           | 22,302,401           |

## （２）【損益計算書】

（単位：千円）

|         | 第37期<br>（自 平成20年4月1日<br>至 平成21年3月31日） | 第38期<br>（自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日） |
|---------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業収益    |                                       |                                       |
| 運用受託報酬  | 4,061,953                             | 3,603,017                             |
| 委託者報酬   | 15,381,937                            | 16,956,717                            |
| その他営業収益 | 23,815                                | 24,464                                |
| 営業収益計   | 19,467,706                            | 20,584,199                            |
| 営業費用    |                                       |                                       |
| 支払手数料   | 7,587,789                             | 8,348,565                             |
| 広告宣伝費   | 139,283                               | 164,821                               |
| 公告費     | 1,590                                 | -                                     |
| 調査費     |                                       |                                       |
| 調査費     | 1,208,212                             | 1,113,852                             |
| 委託調査費   | 1,691,482                             | 1,923,670                             |
| 委託計算費   | 112,690                               | 118,521                               |
| 営業雑経費   |                                       |                                       |
| 通信費     | 27,023                                | 29,464                                |
| 印刷費     | 288,628                               | 325,398                               |
| 協会費     | 21,841                                | 16,722                                |
| 諸会費     | 8,534                                 | 6,036                                 |
| その他     | 4,503                                 | 34,513                                |
| 営業費用計   | 11,091,578                            | 12,081,565                            |
| 一般管理費   |                                       |                                       |
| 給料      |                                       |                                       |
| 役員報酬    | 205,830                               | 205,410                               |
| 給料・手当   | 2,704,289                             | 2,717,562                             |
| 賞与      | 40,459                                | 40,152                                |
| 退職金     | 5,076                                 | 4,038                                 |
| 福利厚生費   | 457,355                               | 478,341                               |
| 交際費     | 11,634                                | 14,440                                |
| 旅費交通費   | 144,711                               | 129,350                               |
| 租税公課    | 57,374                                | 59,772                                |

|              |           |           |
|--------------|-----------|-----------|
| 不動産賃借料       | 838,846   | 848,510   |
| 退職給付費用       | 171,337   | 190,115   |
| 固定資産減価償却費    | 168,629   | 119,125   |
| 賞与引当金繰入額     | 604,600   | 715,800   |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 39,220    | 39,640    |
| 役員賞与引当金繰入額   | 48,800    | 58,000    |
| 諸経費          | 282,477   | 233,998   |
| 一般管理費計       | 5,780,642 | 5,854,257 |
| 営業利益         | 2,595,485 | 2,648,375 |
| 営業外収益        |           |           |
| 受取配当金        | 354,591   | 502,114   |
| 受取利息         | 22,205    | 14,130    |
| 投資有価証券売却益    | 2,288     | -         |
| 為替差益         | 9,761     | -         |
| その他          | 4,989     | 32,982    |
| 営業外収益計       | 393,834   | 549,227   |
| 営業外費用        |           |           |
| 投資有価証券売却損    | 677       | -         |
| 為替差損         | -         | 8,094     |
| その他          | 4,113     | 66        |
| 営業外費用計       | 4,790     | 8,160     |
| 経常利益         | 2,984,529 | 3,189,442 |
| 特別利益         |           |           |
| 賞与引当金戻入益     | 100,063   | -         |
| 特別利益計        | 100,063   | -         |
| 特別損失         |           |           |
| 貸倒引当金繰入額     | -         | 5,000     |
| その他          | 221       | 169       |
| 特別損失計        | 221       | 5,169     |
| 税引前当期純利益     | 3,084,371 | 3,184,273 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 966,000   | 1,378,026 |

|         |           |           |
|---------|-----------|-----------|
| 法人税等調整額 | 164,798   | 168,517   |
| 法人税等合計  | 1,130,798 | 1,209,509 |
| 当期純利益   | 1,953,572 | 1,974,764 |

## （３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

|          | 第37期<br>（自 平成20年4月1日<br>至 平成21年3月31日） | 第38期<br>（自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日） |
|----------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 株主資本     |                                       |                                       |
| 資本金      |                                       |                                       |
| 前期末残高    | 2,000,000                             | 2,000,000                             |
| 当期変動額    |                                       |                                       |
| 当期変動額合計  | -                                     | -                                     |
| 当期末残高    | 2,000,000                             | 2,000,000                             |
| 資本剰余金    |                                       |                                       |
| 資本準備金    |                                       |                                       |
| 前期末残高    | 156,268                               | 156,268                               |
| 当期変動額    |                                       |                                       |
| 当期変動額合計  | -                                     | -                                     |
| 当期末残高    | 156,268                               | 156,268                               |
| 資本剰余金合計  |                                       |                                       |
| 前期末残高    | 156,268                               | 156,268                               |
| 当期変動額    |                                       |                                       |
| 当期変動額合計  | -                                     | -                                     |
| 当期末残高    | 156,268                               | 156,268                               |
| 利益剰余金    |                                       |                                       |
| 利益準備金    |                                       |                                       |
| 前期末残高    | 343,731                               | 343,731                               |
| 当期変動額    |                                       |                                       |
| 当期変動額合計  | -                                     | -                                     |
| 当期末残高    | 343,731                               | 343,731                               |
| その他利益剰余金 |                                       |                                       |
| 別途積立金    |                                       |                                       |
| 前期末残高    | 1,100,000                             | 1,100,000                             |
| 当期変動額    |                                       |                                       |
| 当期変動額合計  | -                                     | -                                     |
| 当期末残高    | 1,100,000                             | 1,100,000                             |
| 繰越利益剰余金  |                                       |                                       |
| 前期末残高    | 12,806,951                            | 13,220,524                            |

|              |            |            |
|--------------|------------|------------|
| 当期変動額        |            |            |
| 剰余金の配当       | 1,540,000  | 962,500    |
| 当期純利益        | 1,953,572  | 1,974,764  |
| 当期変動額合計      | 413,572    | 1,012,264  |
| 当期末残高        | 13,220,524 | 14,232,788 |
| 利益剰余金合計      |            |            |
| 前期末残高        | 14,250,683 | 14,664,255 |
| 当期変動額        |            |            |
| 剰余金の配当       | 1,540,000  | 962,500    |
| 当期純利益        | 1,953,572  | 1,974,764  |
| 当期変動額合計      | 413,572    | 1,012,264  |
| 当期末残高        | 14,664,255 | 15,676,519 |
| 株主資本合計       |            |            |
| 前期末残高        | 16,406,951 | 16,820,524 |
| 当期変動額        |            |            |
| 剰余金の配当       | 1,540,000  | 962,500    |
| 当期純利益        | 1,953,572  | 1,974,764  |
| 当期変動額合計      | 413,572    | 1,012,264  |
| 当期末残高        | 16,820,524 | 17,832,788 |
| 評価・換算差額等     |            |            |
| その他有価証券評価差額金 |            |            |
| 前期末残高        | 40,620     | 225,466    |
| 当期変動額        |            |            |
| 株主資本以外の項目    | 184,845    | 133,310    |
| の当期変動額（純額）   |            |            |
| 当期変動額合計      | 184,845    | 133,310    |
| 当期末残高        | 225,466    | 92,156     |
| 評価・換算差額等合計   |            |            |
| 前期末残高        | 40,620     | 225,466    |
| 当期変動額        |            |            |
| 株主資本以外の項目    | 184,845    | 133,310    |
| の当期変動額（純額）   |            |            |
| 当期変動額合計      | 184,845    | 133,310    |
| 当期末残高        | 225,466    | 92,156     |

## 純資産合計

|                         |            |            |
|-------------------------|------------|------------|
| 前期末残高                   | 16,366,330 | 16,595,057 |
| 当期変動額                   |            |            |
| 剰余金の配当                  | 1,540,000  | 962,500    |
| 当期純利益                   | 1,953,572  | 1,974,764  |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変動額（純額） | 184,845    | 133,310    |
| 当期変動額合計                 | 228,726    | 1,145,574  |
| 当期末残高                   | 16,595,057 | 17,740,631 |

[次へ](#)

## 重要な会計方針

|                        | 第37期<br>(自 平成20年4月1日<br>至 平成21年3月31日)                                                                                                                                                                                                              | 第38期<br>(自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日)                                     |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準<br>及び評価方法 | <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式<br/>総平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券<br/>時価のあるもの<br/>決算日の市場価格等に基づく時価<br/>法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの<br/>総平均法による原価法を採用しております。</p>                                                 | <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式<br/>同左</p> <p>(2) その他有価証券<br/>同左</p>                 |
| 2. 固定資産の減価償却の方法        | <p>(1) 有形固定資産<br/>定率法を採用しております。<br/>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 15～30年<br/>器具備品 4～15年</p> <p>(2) 無形固定資産<br/>定額法を採用しております。<br/>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>                                                        | <p>(1) 有形固定資産<br/>同左</p> <p>(2) 無形固定資産<br/>同左</p>                         |
| 3. 引当金の計上基準            | <p>(1) 貸倒引当金<br/>債権の貸倒による損失に備えるため<br/>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金<br/>従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金<br/>役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> | <p>(1) 貸倒引当金<br/>同左</p> <p>(2) 賞与引当金<br/>同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金<br/>同左</p> |

|                      |                                                                                                                                                                                                                           |                                                       |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
|                      | <p>(4) 退職給付引当金<br/>従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金<br/>役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。</p> | <p>(4) 退職給付引当金<br/>同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金<br/>同左</p> |
| 4.その他財務諸表作成のための重要な事項 | (1) 消費税等の会計処理<br>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。                                                                                                                                                                           | (1) 消費税等の会計処理<br>同左                                   |

## 会計方針の変更

| 第37期<br>(自 平成20年4月1日<br>至 平成21年3月31日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 第38期<br>(自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日) |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| <p>（リース取引に関する会計基準等）</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。当該変更に伴う損益に与える影響はありません。</p> |                                       |

## 表示方法の変更

| 第37期<br>(自 平成20年4月1日<br>至 平成21年3月31日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 第38期<br>(自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日) |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| <p>(損益計算書)</p> <p>投資運用業等統一経理基準の一部改正（平成20年3月19日）により、以下の表示方法の変更を行っております。</p> <p>(1) 前事業年度まで助言手数料を営業費用の「支払手数料」に含めて表示しておりましたが、当事業年度より「委託調査費」として区分掲記することといたしました。なお、前事業年度の「支払手数料」に含まれる助言手数料は、2,333,171千円であり、当事業年度の「調査費」に含まれる助言手数料は、1,651,234千円であります。</p> <p>(2) 前事業年度まで「海外委託費」は、一般管理費に表示しておりましたが、当事業年度より営業費用の「調査費」と「委託調査費」に表示することといたしました。当事業年度の「調査費」、「委託調査費」に含まれる海外委託費の合計額は、360,564千円であります。</p> <p>(3) 前事業年度まで「器具・備品費」は、一般管理費の内訳として区分掲記しておりましたが、当事業年度より「諸経費」の中に含めることといたしました。なお、当事業年度の「器具・備品費」は、84,833千円であります。</p> <p>(4) 前事業年度まで「情報提供料」を一般管理費の「諸経費」に含めて表示しておりましたが、当事業年度より営業費用の「調査費」に含めて表示することといたしました。なお、前事業年度及び当事業年度の「情報提供料」はいずれも40,000千円であります。</p> | -                                     |

## 注記事項

(貸借対照表関係)

| 第37期<br>(平成21年3月31日)                                                                                                                     | 第38期<br>(平成22年3月31日)                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1.有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 132,619千円</p> <p>器具備品 184,596千円</p> <p>2.保証債務</p> <p>被保証者 従業員</p> <p>被保証債務の内容 住宅ローン</p> <p>金額 31,092千円</p> | <p>1.有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 207,904千円</p> <p>器具備品 228,436千円</p> <p>2.保証債務</p> <p>被保証者 従業員</p> <p>被保証債務の内容 住宅ローン</p> <p>金額 27,211千円</p> |

## （損益計算書関係）

| 第37期<br>（自 平成20年4月1日<br>至 平成21年3月31日） | 第38期<br>（自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日） |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 該当事項はありません。                           | 同左                                    |

## （株主資本等変動計算書関係）

第37期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

（単位：千株）

|       | 前事業年度末<br>株 式 数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株 式 数 |
|-------|-----------------|----------------|----------------|-----------------|
| 発行済株式 |                 |                |                |                 |
| 普通株式  | 3,850           | -              | -              | 3,850           |
| 合 計   | 3,850           | -              | -              | 3,850           |

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## （1）配当金支払額

| 決議                       | 株式の種類 | 配当金の総額<br>（千円） | 1株当たり<br>配当額（円） | 基準日            | 効力発生日          |
|--------------------------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成20年6月20<br>日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 1,540,000      | 400             | 平成20年3月31<br>日 | 平成20年6月23<br>日 |

## （2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議                       | 株式の<br>種類 | 配当金<br>の総額<br>（千円） | 配当の<br>原資 | 1株当<br>り配当額<br>（円） | 基準日            | 効力発生日          |
|--------------------------|-----------|--------------------|-----------|--------------------|----------------|----------------|
| 平成21年6月24<br>日<br>定時株主総会 | 普通<br>株式  | 962,500            | 利益<br>剰余金 | 250                | 平成21年3月31<br>日 | 平成21年6月25<br>日 |

第38期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

（単位：千株）

|       | 前事業年度末<br>株 式 数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株 式 数 |
|-------|-----------------|----------------|----------------|-----------------|
| 発行済株式 |                 |                |                |                 |

|      |       |   |   |       |
|------|-------|---|---|-------|
| 普通株式 | 3,850 | - | - | 3,850 |
| 合 計  | 3,850 | - | - | 3,850 |

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

| 決議                       | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|--------------------------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成21年6月24<br>日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 962,500        | 250             | 平成21年3月31<br>日 | 平成21年6月25<br>日 |

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成22年6月28日開催の第38回定時株主総会において、次のとおり付議致します。

| 決議                       | 株式の種類    | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の<br>原資 | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|--------------------------|----------|----------------|-----------|---------------------|----------------|----------------|
| 平成22年6月28<br>日<br>定時株主総会 | 普通<br>株式 | 962,500        | 利益<br>剰余金 | 250                 | 平成22年3月31<br>日 | 平成22年6月29<br>日 |

## （リース取引関係）

| 第37期<br>(自 平成20年4月1日<br>至 平成21年3月31日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 第38期<br>(自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日) |                        |                        |                     |      |       |       |       |     |       |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |                     |                        |                     |      |       |       |       |     |       |       |       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|------------------------|------------------------|---------------------|------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------------------|------------------------|---------------------|------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|
| <p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）</p> <p>（借主側）</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table><tr><th></th><th>取得価額<br/>相当額<br/>(千円)</th><th>減価償却累<br/>計額相当額<br/>(千円)</th><th>期末残高<br/>相当額<br/>(千円)</th></tr><tr><td>器具備品</td><td>4,823</td><td>1,045</td><td>3,778</td></tr><tr><td>合 計</td><td>4,823</td><td>1,045</td><td>3,778</td></tr></table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <p>1年以内            926千円</p> <p>1年超            2,934千円</p> <p>合計            3,861千円</p> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <p>支払リース料        1,070千円</p> <p>減価償却費相当額    964千円</p> <p>支払利息相当額      181千円</p> <p>(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>支払利息相当額の算定方法</p> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>未経過リース料</p> <p>1年以内            2,104千円</p> <p>1年超            1,609千円</p> <p>合計            3,714千円</p> |                                       | 取得価額<br>相当額<br>(千円)    | 減価償却累<br>計額相当額<br>(千円) | 期末残高<br>相当額<br>(千円) | 器具備品 | 4,823 | 1,045 | 3,778 | 合 計 | 4,823 | 1,045 | 3,778 | <p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）</p> <p>（借主側）</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table><tr><th></th><th>取得価額<br/>相当額<br/>(千円)</th><th>減価償却累<br/>計額相当額<br/>(千円)</th><th>期末残高<br/>相当額<br/>(千円)</th></tr><tr><td>器具備品</td><td>4,823</td><td>2,009</td><td>2,813</td></tr><tr><td>合 計</td><td>4,823</td><td>2,009</td><td>2,813</td></tr></table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <p>1年以内            966千円</p> <p>1年超            1,968千円</p> <p>合計            2,934千円</p> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <p>支払リース料        1,070千円</p> <p>減価償却費相当額    964千円</p> <p>支払利息相当額      143千円</p> <p>(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>同左</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>未経過リース料</p> <p>1年以内            1,609千円</p> <p>1年超            - 千円</p> <p>合計            1,609千円</p> |  | 取得価額<br>相当額<br>(千円) | 減価償却累<br>計額相当額<br>(千円) | 期末残高<br>相当額<br>(千円) | 器具備品 | 4,823 | 2,009 | 2,813 | 合 計 | 4,823 | 2,009 | 2,813 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 取得価額<br>相当額<br>(千円)                   | 減価償却累<br>計額相当額<br>(千円) | 期末残高<br>相当額<br>(千円)    |                     |      |       |       |       |     |       |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |                     |                        |                     |      |       |       |       |     |       |       |       |
| 器具備品                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 4,823                                 | 1,045                  | 3,778                  |                     |      |       |       |       |     |       |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |                     |                        |                     |      |       |       |       |     |       |       |       |
| 合 計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 4,823                                 | 1,045                  | 3,778                  |                     |      |       |       |       |     |       |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |                     |                        |                     |      |       |       |       |     |       |       |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 取得価額<br>相当額<br>(千円)                   | 減価償却累<br>計額相当額<br>(千円) | 期末残高<br>相当額<br>(千円)    |                     |      |       |       |       |     |       |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |                     |                        |                     |      |       |       |       |     |       |       |       |
| 器具備品                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 4,823                                 | 2,009                  | 2,813                  |                     |      |       |       |       |     |       |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |                     |                        |                     |      |       |       |       |     |       |       |       |
| 合 計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 4,823                                 | 2,009                  | 2,813                  |                     |      |       |       |       |     |       |       |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |                     |                        |                     |      |       |       |       |     |       |       |       |

## （金融商品関係）

第38期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

## （追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時

価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

### （2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収収益は、主たる事業である投資運用業等より発生する運用報酬、委託者報酬が大半を占めております。これらの債権は、全て1年以内の債権であり、そのほとんどがファンド財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

投資有価証券はその大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払費用は投資信託の販売に係る支払手数料と運用に係る再委託手数料であります。

未払費用の大半を占める支払手数料は、ファンド財産の中から支払われるため、支払期日に支払を実行出来なくなるリスクは極めて軽微であります。

### （3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

また、デリバティブ取引についても行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

（単位：千円）

|           | 貸借対照表計上額   | 時価         | 差額 |
|-----------|------------|------------|----|
| （1）現金・預金  | 10,732,367 | 10,732,367 | -  |
| （2）未収収益   | 3,014,380  | 3,014,380  | -  |
| （3）投資有価証券 |            |            | -  |
| その他有価証券   | 4,182,854  | 4,182,854  | -  |
| 資産計       | 17,929,602 | 17,929,602 | -  |
| （1）未払費用   | 1,472,849  | 1,472,849  | -  |
| 負債計       | 1,472,849  | 1,472,849  | -  |

（\*1）未収収益のうち、金融商品で時価評価の対象となるものを表示しております。

（\*2）未払費用のうち、金融商品で時価評価の対象となるものを表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 資産

（1）現金・預金、並びに（2）未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

#### 負債

（1）未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

| 区分         | 貸借対照表計上額  |
|------------|-----------|
| （1）其他有価証券  |           |
| 非上場株式      | 291,423   |
| （2）子会社株式   |           |
| 非上場株式      | 1,169,774 |
| （3）長期差入保証金 | 743,958   |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、（1）其他有価証券の非上場株式については2.（3）投資有価証券には含めておりません。

（注3）金銭債権の決算日以後の償還予定額

（単位：千円）

|       | 1年以内       |
|-------|------------|
| 現金・預金 | 10,732,367 |
| 未収収益  | 3,014,380  |
| 合計    | 13,746,747 |

（有価証券関係）

第37期（平成21年3月31日現在）

1. 其他有価証券で時価のあるもの

|                      | 種類      | 取得原価（千円） | 貸借対照表計上額（千円） | 差額（千円） |
|----------------------|---------|----------|--------------|--------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの | (1) 株式  | -        | -            | -      |
|                      | (2) 債券  | -        | -            | -      |
|                      | (3) その他 | -        | -            | -      |
|                      | 小計      | -        | -            | -      |

|                              |         |           |           |         |
|------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えない<br>もの | (1) 株式  | -         | -         | -       |
|                              | (2) 債券  | -         | -         | -       |
|                              | (3) その他 | 3,901,000 | 3,521,426 | 379,573 |
|                              | 小計      | 3,901,000 | 3,521,426 | 379,573 |
| 合計                           |         | 3,901,000 | 3,521,426 | 379,573 |

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

| 売却額（千円） | 売却益の合計額（千円） | 売却損の合計額（千円） |
|---------|-------------|-------------|
| 77,769  | 2,288       | 677         |

## 3. 時価評価されていない有価証券

## (1) 子会社株式及び関連会社株式

| 区分     | 貸借対照表計上額（千円） |
|--------|--------------|
| 子会社株式  | 1,169,774    |
| 関連会社株式 | -            |
| 合計     | 1,169,774    |

## (2) その他有価証券

| 区分    | 貸借対照表計上額（千円） |
|-------|--------------|
| 非上場株式 | 291,423      |
| 合計    | 291,423      |

第38期（平成22年3月31日現在）

## 1. 子会社株式

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,169,774千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

|                          | 種類      | 取得原価（千円）  | 貸借対照表計上額（千円） | 差額（千円）  |
|--------------------------|---------|-----------|--------------|---------|
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの  | (1) 株式  | -         | -            | -       |
|                          | (2) 債券  | -         | -            | -       |
|                          | (3) その他 | 1,273,000 | 1,285,821    | 12,821  |
|                          | 小計      | 1,273,000 | 1,285,821    | 12,821  |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの | (1) 株式  | -         | -            | -       |
|                          | (2) 債券  | -         | -            | -       |
|                          | (3) その他 | 3,065,000 | 2,897,033    | 167,967 |
|                          | 小計      | 3,065,000 | 2,897,033    | 167,967 |
| 合計                       |         | 4,338,000 | 4,182,854    | 155,145 |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 291,423千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

| 売却額（千円） | 売却益の合計額（千円） | 売却損の合計額（千円） |
|---------|-------------|-------------|
| -       | -           | -           |

## （デリバティブ取引関係）

| 第37期<br>（自 平成20年4月1日<br>至 平成21年3月31日）  | 第38期<br>（自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日） |
|----------------------------------------|---------------------------------------|
| 当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。 | 同左                                    |

## （退職給付関係）

| 第37期<br>（自 平成20年4月1日<br>至 平成21年3月31日）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 第38期<br>（自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日）                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1.採用している退職給付制度の概要<br/>退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2.退職給付債務に関する事項<br/>退職給付債務（退職給付引当金）<br/>751,197千円<br/>（注）退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。</p> <p>3.退職給付費用に関する事項<br/>勤務費用 128,898千円<br/>確定拠出年金掛金 42,439千円<br/>合 計 171,337千円<br/>（注）退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。</p> <p>4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項<br/>当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については記載しておりません。</p> | <p>1.採用している退職給付制度の概要<br/>同左</p> <p>2.退職給付債務に関する事項<br/>退職給付債務（退職給付引当金）<br/>835,692千円<br/>（注）退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。</p> <p>3.退職給付費用に関する事項<br/>勤務費用 144,118千円<br/>確定拠出年金掛金 45,997千円<br/>合 計 190,115千円<br/>（注）退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。</p> <p>4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項<br/>同左</p> |

## （税効果会計関係）

| 第37期<br>(自 平成20年4月1日<br>至 平成21年3月31日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 第38期<br>(自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日) |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|--------|-------|---------|-------|--------|--------|-------|-----|--------|-------------|---------|-----------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|-----------|--------|--------------|---------|-----|--------|-------------|---------|--------|--------|-------------|---------|-----------|---------|--------|-------|------|--|--------------------|-----|----------------------|-----|---------|-----|--------------|-----|--------|-----|-----|-----|-------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------|-------|---------|-------|--------|--------|-------|-----|-------|-------------|---------|-----------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|-----------|--------|--------------|--------|-----|--------|-------------|---------|--------|--------|-------------|---------|-----------|---------|--------|-------|------|--|--------------------|-----|----------------------|-----|---------|-----|-----|-----|-------------------|------|
| <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>流動資産 (千円)</p> <table> <tr><td>未払事業税</td><td>14,717</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>245,467</td></tr> <tr><td>社会保険料</td><td>22,200</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td>5,229</td></tr> <tr><td>その他</td><td>15,313</td></tr> <tr><td>(繰延税金資産の小計)</td><td>302,927</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>302,927</td></tr> </table> <p>固定資産</p> <table> <tr><td>退職給付引当金</td><td>304,986</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td>40,700</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権</td><td>37,190</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td>54,323</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>154,106</td></tr> <tr><td>その他</td><td>43,952</td></tr> <tr><td>(繰延税金資産の小計)</td><td>635,260</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>77,890</td></tr> <tr><td>(繰延税金資産の合計)</td><td>557,369</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>557,369</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率</p> <p>との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table> <tr><td>法定実効税率</td><td>40.6%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.9</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>0.3</td></tr> <tr><td>過年度法人税等</td><td>0.6</td></tr> <tr><td>特定外国子会社等課税所得</td><td>1.6</td></tr> <tr><td>外国税額控除</td><td>1.7</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.7</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>36.6</td></tr> </table> | 未払事業税                                 | 14,717 | 賞与引当金 | 245,467 | 社会保険料 | 22,200 | 未払事業所税 | 5,229 | その他 | 15,313 | (繰延税金資産の小計) | 302,927 | 繰延税金資産の純額 | 302,927 | 退職給付引当金 | 304,986 | 投資有価証券 | 40,700 | ゴルフ会員権 | 37,190 | 役員退職慰労引当金 | 54,323 | その他有価証券評価差額金 | 154,106 | その他 | 43,952 | (繰延税金資産の小計) | 635,260 | 評価性引当額 | 77,890 | (繰延税金資産の合計) | 557,369 | 繰延税金資産の純額 | 557,369 | 法定実効税率 | 40.6% | (調整) |  | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.9 | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 0.3 | 過年度法人税等 | 0.6 | 特定外国子会社等課税所得 | 1.6 | 外国税額控除 | 1.7 | その他 | 0.7 | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 36.6 | <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>流動資産 (千円)</p> <table> <tr><td>未払事業税</td><td>67,959</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>290,614</td></tr> <tr><td>社会保険料</td><td>28,209</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td>5,090</td></tr> <tr><td>その他</td><td>9,404</td></tr> <tr><td>(繰延税金資産の小計)</td><td>401,279</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>401,279</td></tr> </table> <p>固定資産</p> <table> <tr><td>退職給付引当金</td><td>339,291</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td>40,700</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権</td><td>38,408</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td>70,417</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>62,988</td></tr> <tr><td>その他</td><td>64,125</td></tr> <tr><td>(繰延税金資産の小計)</td><td>615,932</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>79,514</td></tr> <tr><td>(繰延税金資産の合計)</td><td>536,417</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>536,417</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率</p> <p>との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table> <tr><td>法定実効税率</td><td>40.6%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>1.0</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>4.7</td></tr> <tr><td>過年度法人税等</td><td>0.9</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.2</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>38.0</td></tr> </table> | 未払事業税 | 67,959 | 賞与引当金 | 290,614 | 社会保険料 | 28,209 | 未払事業所税 | 5,090 | その他 | 9,404 | (繰延税金資産の小計) | 401,279 | 繰延税金資産の純額 | 401,279 | 退職給付引当金 | 339,291 | 投資有価証券 | 40,700 | ゴルフ会員権 | 38,408 | 役員退職慰労引当金 | 70,417 | その他有価証券評価差額金 | 62,988 | その他 | 64,125 | (繰延税金資産の小計) | 615,932 | 評価性引当額 | 79,514 | (繰延税金資産の合計) | 536,417 | 繰延税金資産の純額 | 536,417 | 法定実効税率 | 40.6% | (調整) |  | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.0 | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 4.7 | 過年度法人税等 | 0.9 | その他 | 0.2 | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 38.0 |
| 未払事業税                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 14,717                                |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| 賞与引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 245,467                               |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| 社会保険料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 22,200                                |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| 未払事業所税                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 5,229                                 |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 15,313                                |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| (繰延税金資産の小計)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 302,927                               |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| 繰延税金資産の純額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 302,927                               |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| 退職給付引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 304,986                               |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| 投資有価証券                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 40,700                                |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| ゴルフ会員権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 37,190                                |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| 役員退職慰労引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 54,323                                |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| その他有価証券評価差額金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 154,106                               |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 43,952                                |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| (繰延税金資産の小計)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 635,260                               |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| 評価性引当額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 77,890                                |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| (繰延税金資産の合計)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 557,369                               |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| 繰延税金資産の純額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 557,369                               |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| 法定実効税率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 40.6%                                 |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| (調整)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                       |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 0.9                                   |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 0.3                                   |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| 過年度法人税等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 0.6                                   |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| 特定外国子会社等課税所得                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 1.6                                   |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| 外国税額控除                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 1.7                                   |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 0.7                                   |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 36.6                                  |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| 未払事業税                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 67,959                                |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| 賞与引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 290,614                               |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| 社会保険料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 28,209                                |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| 未払事業所税                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 5,090                                 |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 9,404                                 |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| (繰延税金資産の小計)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 401,279                               |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| 繰延税金資産の純額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 401,279                               |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| 退職給付引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 339,291                               |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| 投資有価証券                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 40,700                                |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| ゴルフ会員権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 38,408                                |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| 役員退職慰労引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 70,417                                |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| その他有価証券評価差額金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 62,988                                |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 64,125                                |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| (繰延税金資産の小計)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 615,932                               |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| 評価性引当額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 79,514                                |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| (繰延税金資産の合計)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 536,417                               |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| 繰延税金資産の純額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 536,417                               |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| 法定実効税率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 40.6%                                 |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| (調整)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                       |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 1.0                                   |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 4.7                                   |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| 過年度法人税等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 0.9                                   |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 0.2                                   |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 38.0                                  |        |       |         |       |        |        |       |     |        |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |         |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |              |     |        |     |     |     |                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |        |       |         |       |        |        |       |     |       |             |         |           |         |         |         |        |        |        |        |           |        |              |        |     |        |             |         |        |        |             |         |           |         |        |       |      |  |                    |     |                      |     |         |     |     |     |                   |      |

(関連当事者との取引)

第37期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

兄弟会社等

| 属性           | 会社等の名称     | 住所      | 資本金<br>(億円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有割合 | 関係内容   |                   | 取引の内容                  | 取引金額<br>(千円) | 科目   | 期末残高<br>(千円) |
|--------------|------------|---------|-------------|-----------|-----------|--------|-------------------|------------------------|--------------|------|--------------|
|              |            |         |             |           |           | 役員の兼任等 | 事業上の関係            |                        |              |      |              |
| その他の関係会社の子会社 | 大和証券株式会社   | 東京都千代田区 | 1,000       | 証券業       | -         | -      | 当社投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払<br>1 | 2,078,153    | 未払費用 | 242,242      |
| その他の関係会社の子会社 | 株式会社三井住友銀行 | 東京都千代田区 | 6,650       | 銀行業       | -         | -      | 当社投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払<br>1 | 3,549,060    | 未払費用 | 193,011      |

取引条件 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

(追加情報)

当事業年度より平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

なお、これによる開示対象の追加はございません。

第38期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

兄弟会社等

| 属性           | 会社等の名称   | 住所      | 資本金<br>(億円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有割合 | 関係内容   |                   | 取引の内容                  | 取引金額<br>(千円) | 科目   | 期末残高<br>(千円) |
|--------------|----------|---------|-------------|-----------|-----------|--------|-------------------|------------------------|--------------|------|--------------|
|              |          |         |             |           |           | 役員の兼任等 | 事業上の関係            |                        |              |      |              |
| その他の関係会社の子会社 | 大和証券株式会社 | 東京都千代田区 | 1,000       | 証券業       | -         | -      | 当社投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払<br>1 | 2,590,851    | 未払費用 | 385,057      |

|                              |                            |                     |        |         |   |   |                                       |                                            |           |          |         |
|------------------------------|----------------------------|---------------------|--------|---------|---|---|---------------------------------------|--------------------------------------------|-----------|----------|---------|
| その他の<br>関係<br>会社<br>の子<br>会社 | 株式<br>会社<br>三井<br>住友<br>銀行 | 東京<br>都<br>千代<br>田区 | 17,710 | 銀行<br>業 | - | - | 当社投<br>資信託<br>に係る<br>事務代<br>行の委<br>託等 | 投資信<br>託に係<br>る事務<br>代行手<br>数料の<br>支払<br>1 | 2,955,228 | 未払<br>費用 | 259,188 |
|------------------------------|----------------------------|---------------------|--------|---------|---|---|---------------------------------------|--------------------------------------------|-----------|----------|---------|

取引条件 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

## （１株当たり情報）

| 第37期<br>（自 平成20年4月1日<br>至 平成21年3月31日）                                                         | 第38期<br>（自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日）           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 1株当たり純資産額 4,310円40銭<br>1株当たり当期純利益 507円42銭<br>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | 1株当たり純資産額 4,607円96銭<br>1株当たり当期純利益 512円93銭<br>同左 |

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                  | 第37期<br>（自 平成20年4月1日<br>至 平成21年3月31日） | 第38期<br>（自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日） |
|------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 損益計算書上の当期純利益（千円） | 1,953,572                             | 1,974,764                             |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | -                                     | -                                     |
| 普通株式に係る当期純利益（千円） | 1,953,572                             | 1,974,764                             |
| 普通株式の期中平均株式数（千株） | 3,850                                 | 3,850                                 |

## （重要な後発事象）

| 第37期<br>（自 平成20年4月1日<br>至 平成21年3月31日） | 第38期<br>（自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日） |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 該当事項はありません。                           | 同左                                    |

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

(2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

(3)通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

(4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

(1)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

委託会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1)受託会社

| 名称         | 資本金の額（百万円）<br>平成21年9月末日現在 | 事業の内容                                                      |
|------------|---------------------------|------------------------------------------------------------|
| 住友信託銀行株式会社 | 342,037                   | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |

<参考：再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）の概要>

- ・資本金：51,000百万円（平成21年9月末日現在）
- ・資本構成：住友信託銀行株式会社33.3%、株式会社りそな銀行33.3%、中央三井トラスト・ホールディングス株式会社33.3%
- ・事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

## (2)投資顧問会社

名称

ピムコジャパンリミテッド

資本金の額

平成21年12月末日現在：1,341万米ドル（約1,224百万円）

（注）米ドルの円貨換算は、平成22年5月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝91.31円）によります。

事業の内容

金融商品取引法に基づき投資運用業等を営んでいます。

## (3)販売会社

| 名称         | 資本金の額（百万円）<br>平成21年9月末日現在 | 事業の内容                         |
|------------|---------------------------|-------------------------------|
| 株式会社三井住友銀行 | 1,262,959                 | 銀行法に基づき、監督官庁の免許を受け銀行業を営んでいます。 |

## 2【関係業務の概要】

## (1)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

## (2)投資顧問会社

委託会社より、運用の指図に関する権限の一部の委託を受けて運用の指図および実行を行います。

## (3)販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

## 3【資本関係】

### (1)受託会社

受託会社の住友信託銀行株式会社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の2.1%の株式を保有しています。

### (2)販売会社

株式会社三井住友銀行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループはファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の44.0%の株式を保有しています。

### 第3【その他】

#### 1 目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について

- (1)「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。
  - (2)委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
  - (3)委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等を記載することがあります。
  - (4)請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
  - (5)目論見書の使用開始日を記載することがあります。
  - (6)投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
  - (7)請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
  - (8)「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
  - (9)当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
  - (10)ファンドの形態等を表示する文言を記載することがあります。
  - (11)図案を採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- 2 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- 3 当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。
- 4 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月16日

大和住銀投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年 6 月25日

大和住銀投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。